令和7年設楽町告示第34号

地方自治法第260条の2第10項の規定による認可された地縁による団体の変更は、次のとおりである。

令和7年11月10日

設楽町長 土屋 浩

1 認可地縁団体「清崎区」の代表者の住所及び氏名

変更前 設楽町田峯字西貝津13 七原 明郎

変更後 設楽町田峯字尺地22番地2 加藤 博俊

- 3 変更の年月日令和7年4月1日
- 4 変更の理由 役職者の改選による